

組合会計相談コーナー<438>

公認会計士 松澤修

中小企業者に対する少額資産損金算入制度の改正

Q 平成15年度の税制改正により中小企業者に対する税制として取得価額30万円未満減価償却資産について事業供用年度における損金算入を認める制度が新設されたのですが、その制度が平成18年度税制改正により一部改正されたと聞いていますが、どのような改正がなされたのでしょうか。

A これは、中小企業者に該当する法人又は事業協同組合等で、青色申告書を提出する法人が、平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に取得して事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が30万円未満の少額資産については、その法人の事業の用に供した事業年度において損金経理を条件に、その事業年度において損金算入を認める制度である。

この制度の適用期限は平成18年3月31日とされていたが、平成18年度改正において、その年度に取得した30万円未満の減価償却資産の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分については適用対象外とする手直しを加え、平成20年3月31日まで延長されることとなった。

本制度の適用を受けるには、取得価額に関する明細書の提出が求められており、実務的には、「減価償却資産明細書」法人税申告書別表16の備考欄にその旨を記載することが必要とされてきたが、今回損金算入できる取得価額合計額に300万円の上限が設けられた改正にともない、新たに「別表16(6)少額減価償却資産の取得価額の損金算入に関する明細書」が新設され、その明細書の提出が本制度の適用要件となる。